

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条 例 警察保安関係許可手数料条例
- 風俗営業取締法施行条例等の一部改正
- ◇ 訓 令 守衛服務規程の一部改正
- ◇ 告 示 農業委員会の設置
- 右 同
- 右 同
- ◇ 公安規則 司法警察員等の指定に関する規則
- 従前の鳥取県公安委員会のした定の効力
- の経過措置に関する規則
- 従前の鳥取県公安委員会の制定した規則
- 等の効力の経過措置に伴う統替規程
- 示威行進及び集団示威運動に関する規則
- 施行規則の経過措置に関する規則
- ◇ 人委規則 職員勤務時間に関する規則の一部を改
- 正する規則

條 例

警察保安関係許可手数料条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第四十九号

警察保安関係許可手数料条例

第一条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)古物営業法(昭和二十四年法律第八号)質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)及び銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)に基いて公安委員会の行う許可に関しては、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

第二条 前条の規定による手数料の徴収額は別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

許可区分

手数料の額

- 一 風俗営業取締法第一条第一号の営業
(待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業) 千円
- 二 右 同 五十円
- 許可証の再交付
- 三 風俗営業取締法第一条第二号の営業
(キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業) 千円
- 四 右 同 五十円
- 許可証の再交付
- 五 風俗営業取締法第一条第三号の営業
(玉突場、まあじやん屋はちんこ屋その他設備を設けて客に射倅心をそそる虞のある遊技をさせる営業) 千円
- 六 右 同 五十円
- 許可証の再交付(更新許可の場合も含む)

- 七 古物営業法第十条第一項
による営業許可証の交付 古物商 千円
市場主 千円
行商 三百円
露店 三百円
せり売 百円
- 八 古物営業法第十条第二項
による許可の更新 古物商 五百円
市場主 五百円
行商 百五十円
露店 百五十円
- 九 古物営業法関係
許可証の再交付 五十円
- 十 質屋営業法第八条第一項による営業
許可証の交付(支店を設ける場合も含む) 千円
- 十一 質屋営業法第八条第二項による
許可の更新 五百円
- 十二 質屋営業法関係
許可証の再交付 五十円
- 十三 銃砲刀剣類等所持取締法第五条第一項 二百円

による許可証の交付
十四 右 同 五十円
許可証の再交付

風俗営業取締法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十号

風俗営業取締法施行条例等の一部を改正する条例

(風俗営業取締法施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業取締法施行条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄公安委員会(以下公安委員会という。)」を「公安委員会」に、「(住所地、住所と営業所とが公安委員会の管轄を異にする場合は主たる営業所)」を「(住所地)」に改める。

第四条中「同一公安委員会の管轄区域内におつて。」

を削る。

(金属屑業条例の一部改正)

第二条 金属屑業条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所在地を管轄する公安委員会(以下「所轄公安委員会」という。)」を「所在地を管轄する警察署長を経由し、公安委員会」に改め、同条第三項中「営業地域を管轄する公安委員会」を「営業地域を管轄する警察署長を経由し公安委員会」に改める。

第四条第一項中「所轄」を削る。

第五条中「他の公安委員会の管轄する区域に」を削り、「第三条に準じて当該公安委員会」を「その旨を公安委員会」に改める。

第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項中「所轄」を削り、第七条第四項を削る。

第十一条中「又は警察吏員」を削る。

第十三条第一項中「県国家地方警察隊長若しくは自治体警察署長」を「県警察本部長」に改める。

第十三条第三項及び第十五条第一項、同条第二項並びに第十九条第二号中「又は警察吏員」を削る。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般

鳥取県守衛服務規程(昭和二十七年八月鳥取県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第三条を次のように改める。

第三条 削 除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十一号

農業委員会の統合に伴い農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二条の規定により、昭和二十九年六月二十五日から鳥取市に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

鳥取市東部農業委員会

前の中ノ郷、富桑、旧市、稲葉の農業委員会の区域

呂美農業委員会

前の倉田、美保、面影の農業委員会の区域

千代農業委員会

前の神戸、大和、美穂の農業委員会の区域

高草農業委員会

前の明治、豊実、大正、東郷の農業委員会の区域

湖南農業委員会

前の吉岡、大郷、松保の農業委員会の区域

湖東農業委員会

前の末恒、湖山、賀露、千代水の農業委員会の区域

鳥取県告示第三百三十二号

農業委員会の統合に伴い農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二条の規定により、昭和二十九年六月二十五日から米子市に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

米子市中部農業委員会

前の米子、住吉、加茂の農業委員会の区域

東部農業委員会

前の車尾、福生、福米、巖の農業委員会の区域

南部農業委員会

前の尚徳、五千石、成実の農業委員会の区域

弓ヶ浜農業委員会

業委員会の区域
前の彦名、富益、夜見の農業委員会の区域

美保農業委員会

業委員会の区域
前の崎津、大篠津、和田の農業委員会の区域

鳥取県告示第三百三十三号

農業委員会の統合に伴い農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第二条の規定により、昭和二十九年六月二十五日から倉吉市に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

倉吉市河北農業委員会

前の上井、西郷、上北条の農業委員会の区域

倉吉農業委員会

前の倉吉、社の農業委員会の区域

〃 大鴨農業委員会 前の小鴨、上小鴨の農業委員会の区域

〃 久米農業委員会 前の高城、北谷の農業委員会の区域

公安委員会規則

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九條第二項の規定に基く司法警察官等の指定に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久 勲

鳥取県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九條

第二項の規定に基く司法警察官等の指定に

関する規則

第一条 鳥取県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察官とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 鳥取県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず鳥取県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察官に指定することができる。

第二条 鳥取県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第九十九條第一項に規定する逮捕状を請求することができない司法警察官は次のとおりとする。

一 鳥取県警察本部長の職にある者

二 鳥取県警察本部の捜査課、警備課、警ら交通課、

防犯統計課及び鑑識課に勤務する警部以上の階級に

ある警察官

三 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

第三条 前条の規定により指定を受けた司法警察官に対しては、別記様式の証票を交付するものとする。

2 指定を受けた司法警察官は、前項に規定する証票の交付を受けたときは、これを警察手帳にちよう付し、裁判官から要求のあつたときは、これを呈示しなければならぬ。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する

昭和二十三年鳥取県公安委員会規則第一号

昭和二十八年鳥取県公安委員会規則第一号

昭和二十八年鳥取県公安委員会規則第二号

別記様式

証 票	No.	所 属 課 署 名	名
官 職	氏	氏	名

右は刑事訴訟法第九十九條第二項の規定による指定を受けた司法警察官であることを証明する

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会 印

10センチメートル

5センチメートル

従前の鳥取県公安委員会とした定の効力の経過措置に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久 勲

鳥取県公安委員会規則第二号

従前の鳥取県公安委員会とした定の効力の

経過措置に関する規則

第一条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の施行の際現に効力を有する従前の鳥取県公安委員会のした定は、同法に基く鳥取県公安委員会が別段の定をするまでの間、法令に違反しない限度において、鳥取県公安委員会がした定として、当分の間、なお引き続き効力を有するものとする。

第二条 前条の規定に基きなお引き続き効力を有する従前の鳥取県公安委員会のした定のうち、鳥取県国家地方警察(又は鳥取県内の市警察)に関するものは、鳥取県警察に関する定とする。

この場合において、詭替その他の経過措置に関し必要

な事項は、別に鳥取県公安委員会が定める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

従前の鳥取県公安委員の制定した規則、訓令、告示等の効力の経過措置に伴う読替規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久 勲

鳥取県公安委員会規則第三号

従前の鳥取県公安委員会の制定した規則、訓令、告示等の効力の経過措置に伴う読替規則

従前の鳥取県公安委員会の制定した規則、訓令、告示等の中

「国家地方警察鳥取県本部」とあるのは「鳥取県警察本部」と、「警察隊長」とあるのは「警察本部長」と、「地区警察署」及び「自治体警察署」とあるのは「警察署」と、「所轄公安委員会」とあるのは「公安委員会」とそれぞれ読み替えるものとする

この規則は、公布の日から施行する。
附 則

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久 勲

鳥取県公安委員会規則第四号

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則

第一条 昭和二十四年十一月七日米子市公安委員会の定めた示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則は別に定をするまでの間鳥取県公安委員会の定めた規則として当分の間なお引き続き効力を有するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則中

人事委員会規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県人事委員会 委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(勤務時間)

第二条 職員の一週間についての勤務時間は次のとおりとする。

一 一般職の職員及び外勤以外の警察職員

四十四時間

二 外勤の警察職員

イ 毎日勤務者

五十時間

ロ 隔日勤務者

五十四時間

ハ 三部勤務者

五十二時間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。